

実質賃金 13ヶ月連続減

厚生労働省が六日公表した四月の毎月勤労統計調査（速報、従業員五人以上）によると、物価の変動を加味した実質賃金は前年同月比3・0%減で、十三カ月連続のマイナスとなった。昨年四月以降では今年一月の4・1%減に次ぐ減少幅で、家計への影響が長引いている。現金給与総額（名目賃金）は1・0%増と十六カ月連続プラスだったが、物価上昇に賃金の伸びが追い付かない状況が続いている。

二〇二三年春闘では企業側の賃上げ回答が相次いだ。四月分の名目賃金は小幅な上昇にとどまった。加藤勝信厚労相は六日の記者会見で、賃金の改定が反映される時期は企業によって異なるとして「効果は、五月分から七月分の調査に段階的に表れるのではないか」との見解を表明。「国民生活を豊かにするために、実質賃金の上昇が必要だ」と強調した。

基本給や残業代を合わせた現金給与総額は、前年同月比1・0%増の二十八万五千百七十六円。基本給などの所定内給与は1・1%増の二十五万三千八百五十五円、残業代などの所定外給与は0・3%減の一万九千六百九十九円だった。

現金給与総額を就業形態別で見ると、一般労働者は1・1%増の三十八万九千四百六十八円、パートタイム労働者は1・9%増の十万三千百四十円となった。

産業別では不動産・物品賃貸業が14・3%増の二十七万二千九百九円。所定内給与に加え、ボーナスなどに当たる「特別に支払われた給与」の増加が寄与した。